# 琴平町人口ビジョン

平成 27年 10 月

琴 平 町

# 目 次

1章 人口ビジョンの位置づけ	1
1.1 人口ビジョンの策定の目的	1
1.2 人口ビジョンの期間	1
2章 人口の現状分析	2
2.1 人口動向分析	2
(1)総人口の推移と将来推計	2
(2) 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計	3
(3) 出生数、死亡数、転入者数及び転出者の推移	5
(4) 未婚率の推移	8
(5)総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減	1C
(6)年齢階級別の人口移動の状況	12
(7) 地域間の移動の状況	13
(8)性別・年齢階級別人口移動の最近の状況	2C
(9)性別・年齢階級別の人口移動の長期的動向	21
(10)産業別就業人口(15 歳以上)の状況	23
(11)労働力人口(15 歳以上)の状況	26
3章 将来人口の推計と分析	
3.1 将来人口推計	
(1)推計方法の整理	
(2) 推計パターンによる比較	
(3) 人口減少段階の分析	
(4)地区別人口増減状況の分析	
3.2 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析	
(1)人口予測におけるシミュレーション	
(2) 自然増減、社会増減の影響度の分析	
(3) 総人口の分析	
(4) 人口構造の分析	
(5) 老年人口比率の変化(長期推計)	
3.3 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察	
(1) 小売店など民間利便施設の進出・撤退の状況	
(2) 地域の産業における人材(人手)の過不足状況	
(3) 公共施設の維持管理・更新等への影響	
(4)社会保障等の財政需要、税収等の増減による地方公共団体の財政状況への影響	36

4章	5 将来展望に向けた調査分析	.39
4	1.1 圏域を単位とする地域連携に関する調査	.39
	(1) 通勤・通学の状況	39
	(2)瀬戸内中讃定住自立圏	.40
5章	5 目指すべき将来の方向	.41
į	5.1 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	.41
į	5.2 本町の目指すべき方向	.42
6章	□ 人口の将来展望	.43
(	6.1 将来展望人口の算定	.43
(	6.2 将来展望の結果	.44
参	考 資 料	.46
	琴平町附属機関設置条例	.47
2	2 琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議運営要綱	.51
(	3 琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿	.52
4	4 琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の経過	.53

## 1章 人口ビジョンの位置づけ

### 1.1 人口ビジョンの策定の目的

我が国は、急速な少子高齢化の進展を迎えており、とりわけ地方の人口減少、高齢化は 顕著となっています。これまでの東京圏への人口の集積を是正し、将来にわたって活力の ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法が平成 26 年 11 月 28 日に公布・施行されたところです。

また、国は、平成 26 年 12 月 27 日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向性として「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしています。

まち・ひと・しごと創生については、それぞれの地域が住みやすい環境を確保すべく、 国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組むべき必要があります。

これらを踏まえ、本町においては人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンの策定を行うものです。

本町の人口ビジョンの策定にあたっては、『「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に向けた人口動向分析・将来推計人口について』(平成 26 年 10 月 20 日 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)及び「地方人口ビジョンの策定のための手引き」(平成 27 年 1 月 内閣府地方創生推進室)を参照するものとします。

なお、この人口ビジョンを踏まえて、本町における今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も別途、策定するものとします。

### 1.2 人口ビジョンの期間

本人ロビジョンの期間は、平成72(2060)年までとします。

なお、「地方版総合戦略」の対象期間が平成 27(2015)年度~平成 31(2019)年度の 5年間であることから、必要に応じて平成 32(2020)年時点における将来人口等についても整理するものとします。

# 2章 人口の現状分析

### 2.1 人口動向分析

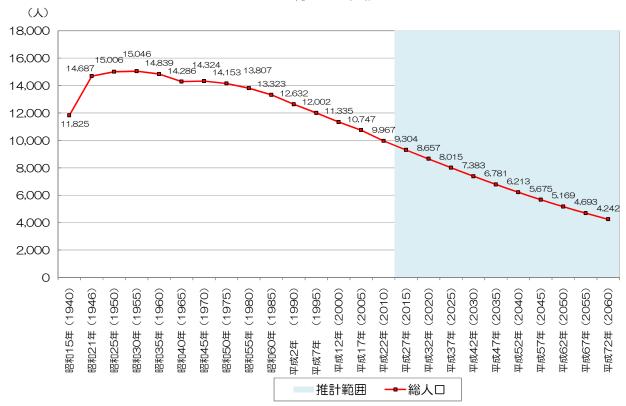
### (1) 総人口の推移と将来推計

本町の人口は、昭和 30 (1955) 年をピークに減少しており、平成 22 (2010) 年には 9,967 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成 25 年 3 月)によると、平成 52 (2040)年の人口は 6,213 人で、平成 22 (2010)年の約 62%になると想定されています。

また、同様の係数を利用して、平成 72 (2060) 年までの人口を推計すると、更に減少する結果となり、平成 72 (2060) 年には 4,242 人になると想定されます。

### 総人口の推移



資料: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年3月)

### (2) 年齢3区分別人口の推移と将来推計

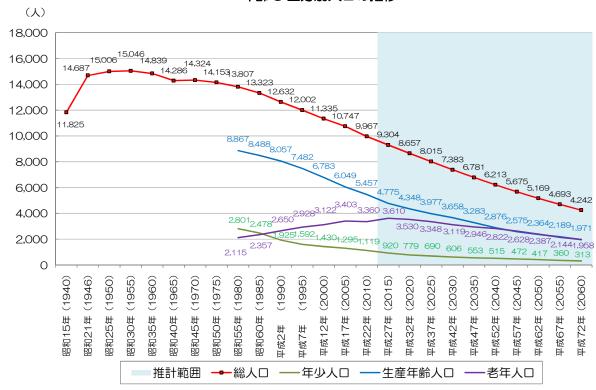
本町の年齢3区分別人口をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあります。

一方で、老年人口は増加傾向にあり、平成2(1990)年以降は、年少人口を逆転して 多くなっており、平成22(2010)年には、全体の約34%を占めるようになっています。

年少人口、生産年齢人口は、平成27(2015)年以降においても減少を続けると想定されています。

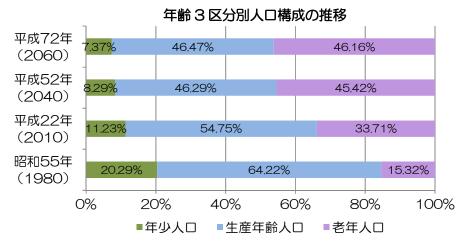
老年人口は、平成27(2015)年をピークに減少しており、平成57(2045)年から 平成62(2050)年にかけては生産年齢人口を逆転しますが、再び平成67(2055)年 以降は生産年齢人口を下回ると想定されています。

また、老年人口の構成割合は、平成 27 (2015) 年以降においても増加を続け、平成 57 (2045) 年に約 46%でピークとなり、その後は横ばい状態になると想定されています。



年齢3区分別人口の推移

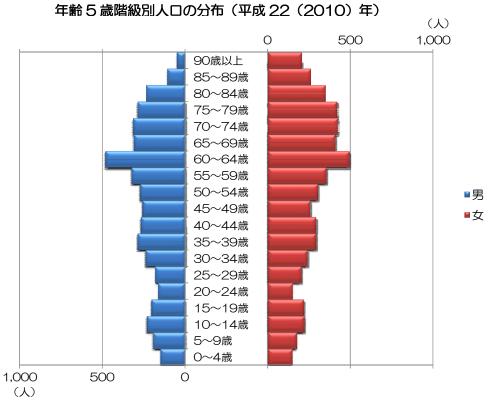
資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年3月)



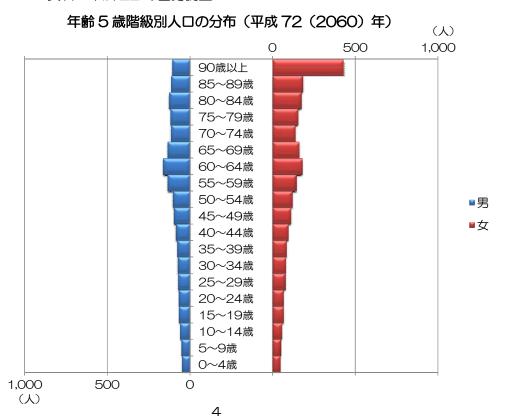
注:昭和55年、平成22年は年齢不詳が存在するため、合計が100%とならない。

平成 22 (2010) 年の年齢 5 歳階級別人口の分布をみると、男女ともに 60~64 歳の人口が最も多くなっています。また、男女とも 20 歳代の人口が少なく、逆ひょうたん型のような人口構造となっています。

平成72(2060)年になると、男性は60~64歳の人口が最も多くなっていますが、 女性は90歳以上の人口が最も多くなり、特に女性の高齢化が顕著となっています。



資料:平成22年国勢調査



### (3) 出生数、死亡数、転入者数及び転出者の推移

本町の出生数は、平成 14 (2002) 年まで 80~100 人で推移していましたが、その 後は減少傾向にあり、平成 25 (2013) 年には 51 人となっています。

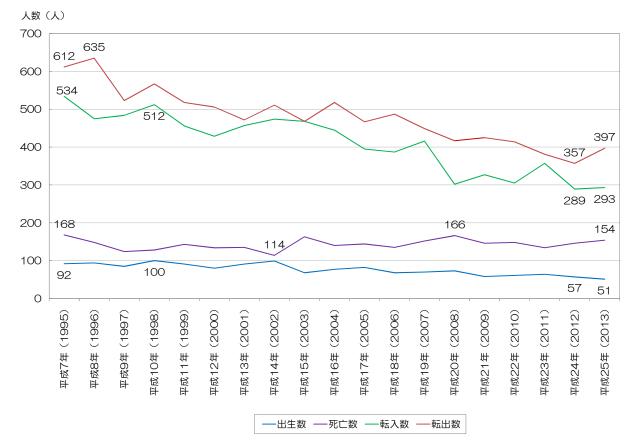
また、死亡数は、平成 14 (2002) 年まで年々減少し、114 人となりましたが、その後、増加に転じ、平成 25 (2013) 年には 154 人となっています。

これに伴い、出生数と死亡数の差は、平成 14 (2002) 年に 15 人と最も小さくなりましたが、その後は差が開いており、自然減が大きくなっています。

転出数は、平成8(1996)年に635人と高い数字を示していましたが、徐々に減少しており、平成25(2013)年には397人まで減少しました。

転入数は、平成7(1995)年が534人と高い数字を示していましたが、徐々に減少しており、平成25(2013)年には293人まで減少しました。

なお、平成 15 (2003) 年には、転出数 (468 人) と転入数 (468 人) の差がなくなりましたが、それ以外は転入数より転出数が多い、社会減の状態が続いています。



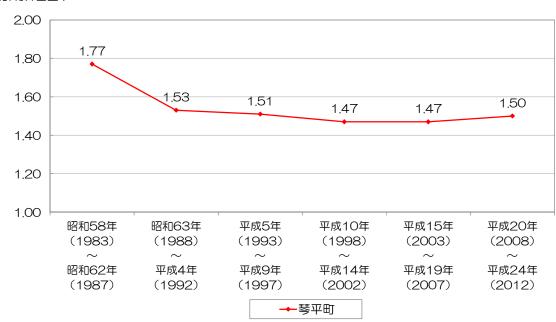
出生・死亡数、転入・転出数の推移

本町の合計特殊出生率は、昭和 58 (1953) 年から昭和 62 (1987) にかけては 1.77 でしたが、昭和 63 (1988) 年から平成 4 (1992) 年にかけては 1.53 まで減少し、その後は 1.47 まで減少しましたが、平成 20 (2008) 年から平成 24 (2012) 年にかけては 1.50 となっています。

香川県の合計特殊出生率は、平成 17 (2005) 年には、最低の 1.43 となっていましたが、その後、増加に転じ、平成 26 (2014) 年には 1.57 となっています。

### 琴平町の合計特殊出生率の推移

### 合計特殊出生率



資料:人口動態保健所•市区町村別統計(人口動態統計特殊報告)

注:合計特殊出生率は、「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

### 香川県の合計特殊出生率の推移



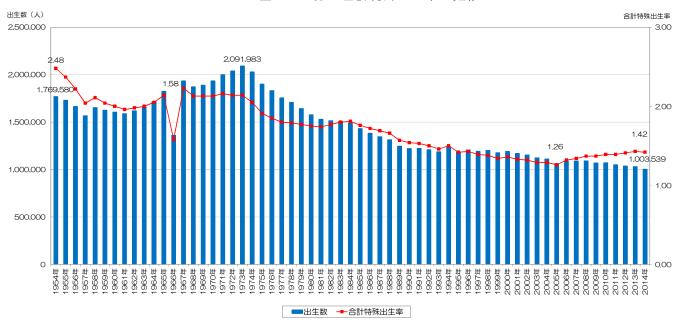
資料:人口動態統計

注:合計特殊出生率は、「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

全国の合計特殊出生率は、昭和 22 (1954) 年には 2.48 でしたが、減少と増加を繰り返しながら平成 17 (2005) 年には、過去最低の 1.26 にまで減少しました。その後、増加傾向となり、平成 26 (2014) 年には 1.42 となっています。

出生数は昭和 48 (1973) 年には約 209 万人でしたが、その後、減少傾向にあり、平成 26 (2014) 年には約 100 万人となり、昭和 48 (1973) 年の半数以下となっています。

### 全国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料:人口動態統計

注:昭和41(1966)年は、丙午の年である。

### (4) 未婚率の推移

本町の男性の未婚率は、増加傾向にあり、平成 22 (2010) 年には 25.4%となっています。また、本町の女性の未婚率は、約 16~18%で推移しています。

香川県の男性の未婚率は微増傾向にあり、平成 22 (2010) 年には 27.2%となっています。また、女性の未婚率は約 19~20%で推移しています。

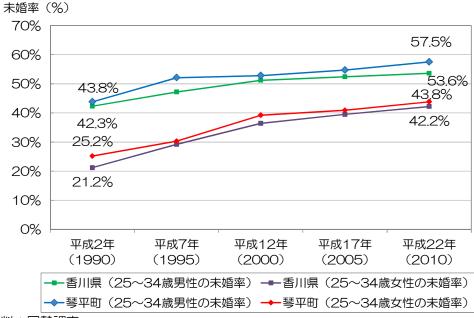
未婚率(%) 30% 27.2% 25.5% 22.7% 25.4% 19.2% 19.2% 20% 17.8% 17.2% 10% 0% 平成2年 平成12年 平成22年 平成7年 平成17年 (1990)(1995)(2000)(2005)(2010)→ 香川県(男性の未婚率) 香川県(女性の未婚率) → 琴平町(男性の未婚率) → 琴平町(女性の未婚率)

琴平町、香川県の未婚率の推移

資料:国勢調査

注:未婚率は15歳以上の結婚したことがない人の割合(配偶者関係不詳を除く)。

その一方で、本町の 25~34 歳の未婚率は、男性、女性ともに増加しており、平成 22 (2010) 年では、男性が 57.5%、女性が 43.8%となっています。 なお、25~34 歳の未婚率は、男性、女性ともに香川県と比べて高くなっています。

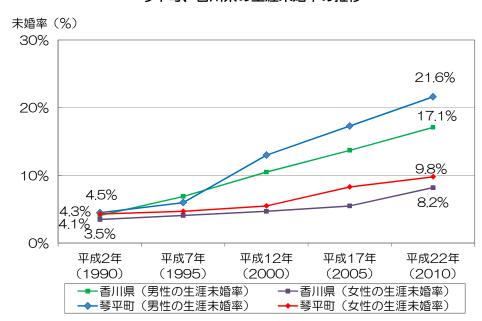


琴平町、香川県の25~34歳の未婚率の推移

資料:国勢調査

注:25~34歳の結婚したことがない人の割合(配偶者関係不詳を除く)。

また、本町の生涯未婚率も男性、女性ともに増加しており、平成 22 (2010) 年では、 男性が 21.6%、女性が 9.8%となっています。なお、男性、女性ともに香川県と比べて高くなっています。



琴平町、香川県の生涯未婚率の推移

資料:国勢調査

注:生涯未婚率は、45~49歳と50~54歳の未婚率の平均(配偶者関係不詳を除く)。

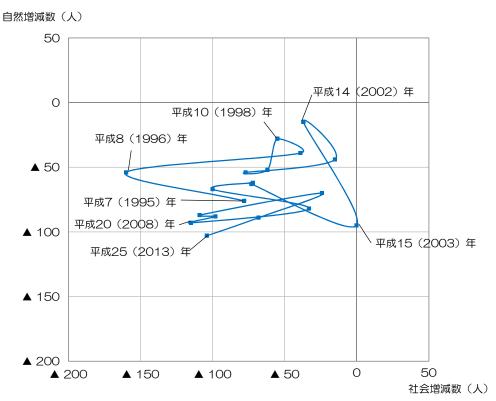
### (5)総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減

平成 7 (1995) 年には、自然減 (-76 人) と社会減 (-78 人) であったものが、平成 8 (1996) 年には大きく社会減 (-160 人) となりました。その後、平成 15 (2003) 年には自然減 (-95 人) であるものの、社会増 (0 人) に転じました。

しかしながら、平成 20 (2008) 年には、大きな社会減(-115人) となり、自然減も増加を続け、平成 25 (2013) 年には、自然減(-103人)、社会減(-104人) となり、ともに 100 人を超えています。

なお、平成7 (1995) 年から平成25 (2013) 年までの全ての期間において自然減となっています。

### 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響



### 自然増減と社会増減の推移



### (6)年齢階級別の人口移動の状況

平成 22 (2010) 年から平成 25 (2013) 年の年齢 3 区分別における転入一転出数を みると、15~64 歳は転出超過となっています。

平成 25 (2013) 年には、0~14 歳は転入超過となり、15~64 歳、65 歳以上の純 移動数は小さくなる傾向にあります。

### 年齢階級別の人口移動の状況



### (7) 地域間の移動の状況

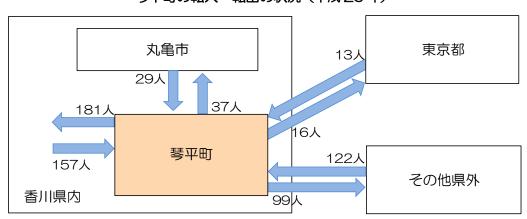
### ①転入・転出の概況

平成 26(2014)年における本町の移動状況をみると、転入数が 321 人、転出数が 333人で12人の転出超過となっています。

転入元の内訳をみると、香川県内が 186 人と最も多く、転入全体の約6割を占めており、 中でも善通寺市が50人と多くなっています。

一方、転出先の内訳をみると、香川県内が218人と最も多く、転出全体の約7割を占め ており、中でも丸亀市が37人と多くなっています。

県外では、転出数よりも転入数のほうが多くなっています。



琴平町の転入・転出の状況(平成26年)

琴平町の転入・転出数と純移動数(平成 26 年)

単位:

	<b>転入釵</b>	数出数	<b>純 խ 劉 毅</b>
丸亀市	29	37	-8
その他県内	157	181	-24
東京都	13	16	-3
その他県外	122	99	23
合計	321	333	-12
No. 10		T 1100 (-)	

資料:住民基本台帳人口移動報告(平成26年)

琴平町の転入元・転出先(その他県外・県内)の内訳(平成26年)

単位:人

香川県内	転入数	転出数	香川県外	転入数	転出数
高松市	33	***	東京都	13	16
丸亀市	29	37	兵庫県	10	***
坂出市	***	10	徳島県	12	***
善通寺市	50	***	愛媛県	15	10
観音寺市	11	12	高知県	19	***
三豊市	11	***	福岡県	***	10
宇多津町	***	11	その他の県	66	79
まんのう町	29	***			
その他の市町村	23	148			

資料:住民基本台帳人口移動報告(平成26年)

注:\*\*\*は、10人未満のため「その他の市町村」または「その他の県」に含まれる。

### ②男女別転入・転出の状況

男性の年齢 10 歳階級別転入数の状況をみると、転入数が多いのは 20~29 歳で、次いで、0~9歳、30~39歳となっており、若い世代の転入が多くなっています。

20~29歳の転入元は、東京都を除くその他県外が多く、次いで丸亀市を除くその他県内市町が多くなっています。

0~9 歳、30~39 歳では丸亀市を除くその他県内市町が多く、次いで東京都を除くその他県外からの転入が多くなっています。

# 

10歳階級別転入数の状況 (男性)

女性の年齢 10 歳階級別転入数の状況をみると、転入数が多いのは 20~29 歳で、次いで、30~39 歳となっており、若い世代の転入が多くなっています。

20~29歳の転入元は、東京都を除くその他県外が多くなっていますが、30~39歳では、丸亀市を除くその他県内市町からの転入が多くなっています。

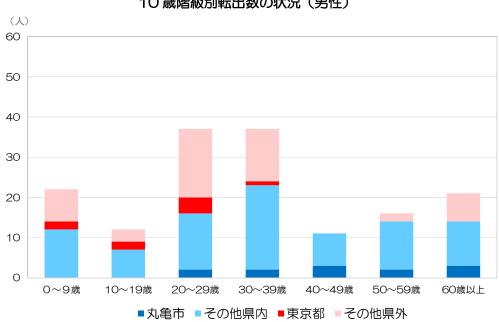
また、男性と比べた場合、全ての年代で、丸亀市を除くその他県内市町からの転入が多くなっています。

# (人) 50 40 40 30 20 29歳 30 30 39歳 40 49歳 50 59歳 60歳以上 東京都 その他県外

10歳階級別転入数の状況(女性)

男性の年齢 10 歳階級別転出数の状況をみると、転出数が多いのは 20~29 歳、30~ 39歳となっており、若い世代の転出が多くなっています。

20~29歳の転出先は、東京都やその他県外が多くなっており、30~39歳は丸亀市を 除くその他県内市町に多く転出しています。

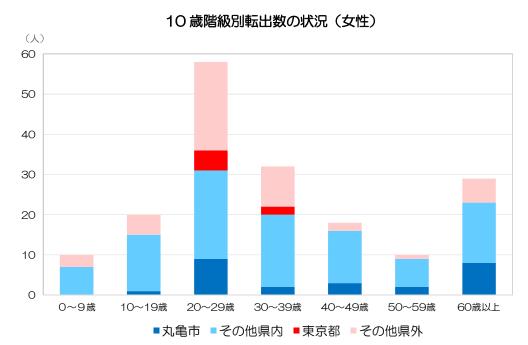


10 歳階級別転出数の状況(男性)

資料:住民基本台帳人口移動報告(平成26年)

女性の年齢 10 歳階級別転出数の状況をみると、転出数が多いのは男性と同様に 20~ 29歳、次いで、30~39歳となっており、若い世代の転出が多くなっています。

また、男性と比べた場合、20~29歳の転出が顕著となっており、丸亀市やその他県内 市町に多く転出しています。



### ③男女別純移動数の状況

男性の純移動数をみると、0~9歳では、東京都を除いてどの地区においても転入が多く、40~49歳では、東京都やその他県外からの転入が多くなっています。

10~29歳では、東京都への転出が多く、30~39歳、50~59歳では、その他県内市町への転出が多くなっています。

また、O~9歳、3O~39歳では、丸亀市からの転入が多く、40歳以上の年代では転出が多くなっています。

# 

10 歳階級別純移動数の状況 (男性)

女性の純移動数をみると、30~39歳では、どの地区においても転入が多くなっています。

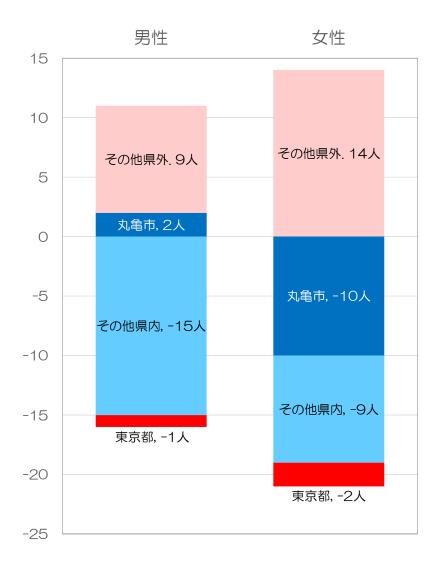
0~9歳では、その他県内市町からの転入が多くなっていますが、10~29歳、40歳以上では香川県内への転出の方が多くなっています。

また、20~29歳では、東京都への転出が多くなっていますが、30~39歳、60歳以上では転入が多くなっています。

# (人) 20 10 0 -10 -20 0~9歳 10~19歳 20~29歳 30~39歳 40~49歳 50~59歳 60歳以上 東東京都 その他県外

10 歳階級別純移動数の状況(女性)

### 男女純移動数の状況



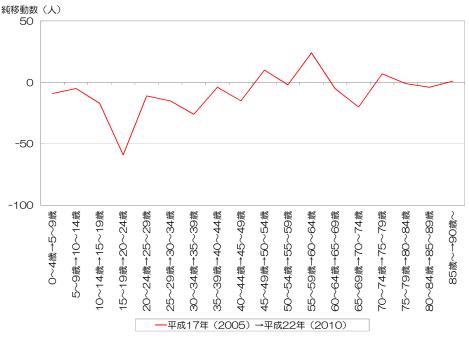
### (8)性別・年齢階級別人口移動の最近の状況

平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年における年齢 5 歳階級別の移動状況 (転入者-転出者) をみると、大きく転出超過となっているのは、男性、女性ともに 15~19 歳の年代で、転出超過数が 50 人を超えています。

この理由としては、本町には大学がないことから、他都市の大学等へ進学するために転出していることのほか、他都市での就職によるものと考えられます。

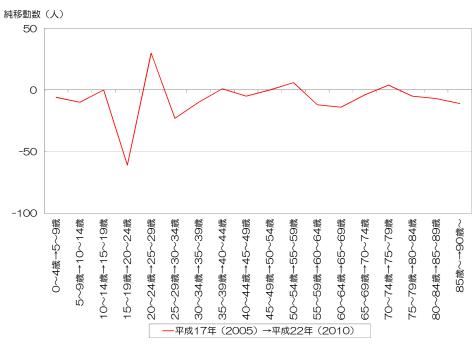
なお、男性の 55~59 歳、女性の 20~24 歳では、転入が多くなっています。

平成 17(2005)年→平成 22(2010)年の年齢階級別の人口移動(男性・社会移動)



資料:地域経済分析システム(RESAS)

平成 17(2005)年→平成 22(2010)年の年齢階級別の人口移動(女性・社会移動)



### (9) 性別・年齢階級別の人口移動の長期的動向

昭和55(1980)年から平成22(2010)年における男性の5歳階級別の移動状況(転入者一転出者)をみると、いずれの時期においても、15~19歳が大きく転出超過となっています。昭和60(1985)年から平成2(1990)年にかけては約200人の転出がみられましたが、近年では減少傾向にあり、平成17(2005)年から平成22(2010)年にかけては約60人まで減少しています。

一方で 20~24 歳は、平成 7 (1995) 年までは転入超過でしたが、その後、転出超過となり、平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年にかけては約 10 人の転出となっています。

なお、近年では、40歳未満の若い世代において転出が多くなる傾向にあります。

## 純移動数(人) 100 50 0 -50 -100 -150 -200 -250 5~9帳→10~14帳 0~14帳→15~19態 5~19歳→20~24歳 20~24歳→25~29歳 35~39縣→40~44縣 45~49帳→50~54帳 65~69帳→70~74帳 75~79歳→80~84歳 80~84帳→85~89帳 30~34概→35~39態 50~54帳→55~59態 25~29據→30~34章 昭和55年(1980)→昭和60年(1985) 平成2年(1990)→平成7年(1995) -平成7年(1995)→平成12年(2000) —平成12年(2000)→平成17年(2005) ─平成17年(2005) →平成22年(2010)

年齢階級別の人口移動(男性・社会移動)

昭和55(1980)年から平成22(2010)年における女性の5歳階級別の移動状況(転入者一転出者)をみると、いずれの時期においても、15~19歳が大きく転出超過となっています。平成2(1990)年から平成7(1995)年にかけては約100人の転出がみられましたが、近年では減少傾向にあり、平成17(2005)年から平成22(2010)年にかけては約60人まで減少しています。

また、男性と比べた場合、20~24 歳は、平成 17 (2005) 年までは転出超過でしたが、平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年にかけては転入が転出を逆転し、30 人の転入超過となっています。

なお、60歳以上においては、平成 12 (2000) 年から平成 17 (2005) 年にかけて 転入数が増加し、転入超過に転じましたが、平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年にかけて、再び転出者が多くなっています。

### 純移動数(人) 100 50 0 -50 -100 -150 -200 -250 5~9~10~14 0~14帳→15~19帳 5~19歳→20~24歳 40~44歳→45~49歳 ~49. →50~54. ~69歳→70~74歳 75~79歳→80~84歳 80~84歳→85~89歳 ~24歳→25~29態 -34振→35~39態 ~39帳→40~44帳 20~54據→55~59態 ~59帳→60~64帳 85帳~→90帳 -昭和55年(1980)→昭和60年(1985) ·昭和60年(1985)→平成2年(1990) 平成2年(1990)→平成7年(1995) ·平成7年(1995)→平成12年(2000) - 平成12年(2000) → 平成17年(2005) ─平成17年(2005)→平成22年(2010)

年齢階級別の人口移動(女性・社会移動)

### (10) 産業別就業人口(15歳以上)の状況

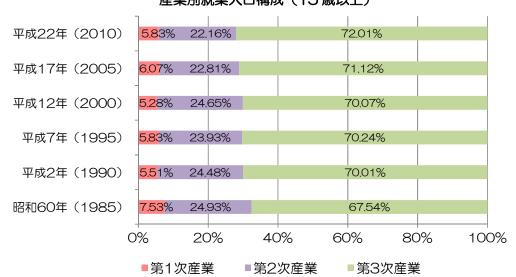
本町の産業別就業人口は、第3次産業が最も多くなっていますが、すべての産業で減少傾向にあり、特に第1次産業の減少割合は大きく、平成22(2010)年の就業人口は、昭和60(1985)年と比べて約55%となっています。

### 産業別就業人口(15歳以上)



資料:国勢調査

産業別就業人口構成(15歳以上)



資料:国勢調査

平成 22 年における本町の産業別大分類人口をみると、男性では製造業の就業者が最も 多く、次いで卸売業・小売業、建設業となっています。

女性では卸売業・小売業の就業者が最も多く、次いで、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業となっています。

なお、産業特化係数をみると、男女共に宿泊業・飲食サービス業が高く、男性 1.82、女性 1.84 となっています。

### 就業者数(人) 産業特化係数 1,000 2.0 800 1.6 600 1.2 400 8.0 200 0.4 0.0 Ρ В D Ε Ο S Τ С F G Н -J Κ L Μ Ν Q R うち農業 農業 鉱 卸 金 生 宿 教 サービス業(他に分類されないもの) 造業 輸業 術研究 業 設 気・ガス・熱供給 動 泊 育 療 類不能の産 報通信業 活関連サービス業 合サービス事業 産業 業 採石業 (他に分類されるものを除く) **,** 福 , 林 , 学習支援 ,飲食サービス業 , 郵 , 保 険 , 川 ,専門・技術サービス業 ,物品賃貸業 , 砂 利採取 , 娯 水 ■就業者(男) ■就業者(女) →産業特化係数(男) →産業特化係数(女)

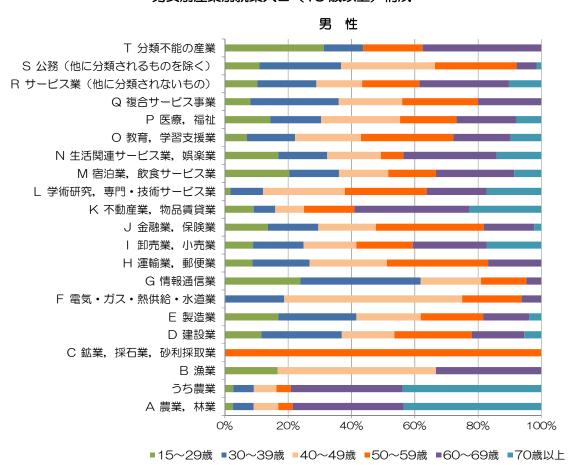
産業別就業人口(15歳以上)及び産業特化係数

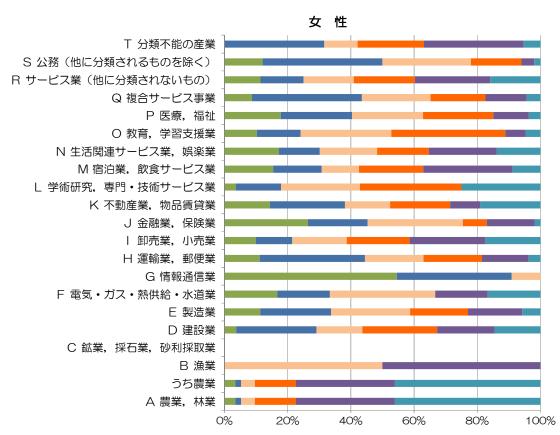
資料:平成22年国勢調查(産業等基本集計)

注:産業特化係数は、地域のある産業が、どれだけ特化しているかを見る係数であり、 全国のある産業の全体に対する割合と地域におけるある産業の全体に対する割 合を比較したものである。

特化係数二〇〇町の□□産業構成比÷全国の□□産業構成比

### 男女別産業別就業人口(15歳以上)構成





資料: 平成 22 年国勢調査(産業等基本集計)

■15~29歳 ■30~39歳 ■40~49歳 ■50~59歳 ■60~69歳 ■70歳以上

### (11) 労働力人口(15歳以上)の状況

本町の労働力人口(15歳以上)は男女ともに減少傾向にあります。

一方で、完全失業者は微増の傾向にあります。また、完全失業率も増加しており、平成22(2010)年には約6%となっています。



労働力人口、完全失業者、完全失業率の推移

資料:国勢調査

注:労働力人口:15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者(就職活動をしている就業者)の合計。

完全失業率:完全失業者を労働力人口で除した値。

# 3章 将来人口の推計と分析

### 3.1 将来人口推計

### (1) 推計方法の整理

国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年3月)における将来人口推計及び日本創成会議が発表(平成26年5月8日)した将来推計人口について整理します。

### 表 推計パターン

項目	名称	考え方	推計年
	国立社会保障•人	全国の移動率が、今後一定程度	基準年:2010年
パターン 1	口問題研究所に	縮小すると仮定した推計	推計年: 2015年~2060年
	おける推計準拠		
パターン 2	日本創成会議推計準拠	全国の総移動数が、平成 22	基準年:2010年
		(2010)年~平成 27	推計年: 2015年~2040年
		(2015)年の推計値と概ね同	
		水準でそれ以降も推移すると仮	
		定した推計	

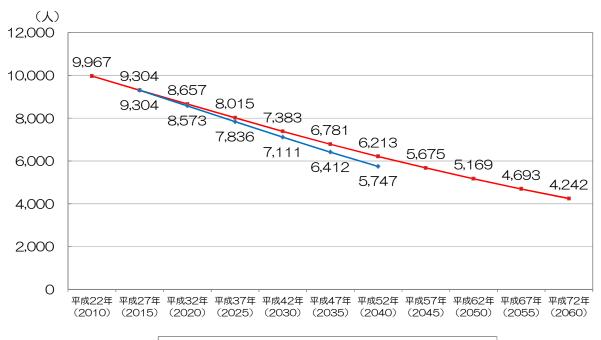
### (2) 推計パターンによる比較

パターン 1 及びパターン 2 における推計結果は、以下のとおりです。

平成 52 (2040) 年の推計人口は、パターン 1 が 6,213 人、パターン 2 が 5,747 人となっており、466 人の差が生じています。

このように、今後、移動率が縮小しない場合には、パターン2のような結果になると考えられ、パターン1と比べて、さらに約1割減少すると想定されます。

### 将来推計人口の比較(パターン1とパターン2)



### (3) 人口減少段階の分析

パターン 1 を用いて、本町の平成 22 (2010) 年から平成 52 (2040) 年における年齢3区分別人口の変化により、人口減少段階について分析します。

人口減少は、一般的に以下の3段階を経て進行するとされています。

・第1段階: 老年人口の増加(総人口の減少)

・第2段階: 老年人口の維持・微減

・第3段階: 老年人口の減少

本町の平成 52 (2040) 年の老年人口は、平成 22 (2010) 年と比べて約 84%となっており、微減となります。

このことから、本町の人口減少段階は第2段階に進んでいるといえます。

表 人口減少段階 単位:人

	平成22年 (2010)	平成52年 (2040)	平成22年を100とした 場合の平成52年の指数	人口減少 段階
老年人口	3,369	2,822	84	
生産年齢人口	5,480	2,876	52	2
年少人口	1,119	515	46	

### (4) 地区別人口増減状況の分析

国立社会保障・人口問題研究所の推計に準じて地区毎の将来人口を推計した結果は、以下のとおりです。

平成72(2060)年と平成22(2010)年の割合をみると、琴平、榎井地区においては、町全体と比較して減少率が上回っており、人口減少の割合が大きいことが想定されます。

その他の地区では、町全体と比較して減少率が下回っており、人口減少の割合が小さいことが想定されます。

### 地区別の将来推計人口の推移

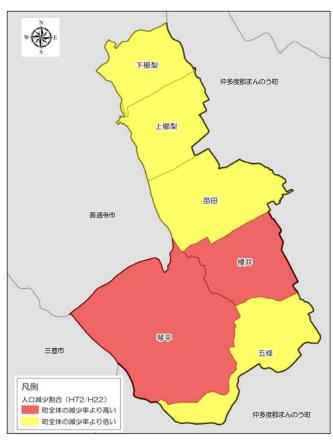
単位:人

		現況人口	将来予測人口			
項目	字名	平成22年 (2010年)	平成32年 (2020年)	減少割合 (H32/H22)	平成72年 (2060年)	減少割合 (H72/H22)
琴平町全体人口	パターン1	9,967	8,657	-13%	4,242	-57%
琴平地区人口	琴平	2,909	2,364	-19%	953	-67%
榎井地区人口	榎井	2,488	2,161	-13%	979	-61%
五條地区人口	五條	1,709	1,514	-11%	799	-53%
苗田地区人口	苗田	1,355	1,227	-9%	704	-48%
上櫛梨地区人口	上櫛梨	872	809	-7%	505	-42%
下櫛梨地区人口	下櫛梨	603	564	-6%	351	-42%
計		9,936	8,639	-13%	4,291	-57%

注:字別の人口は、平成22年国勢調査における小地域毎の5歳階級別人口による。 地区別の合計と全体とは四捨五入等の関係で合致しない。

また、地区別の将来予測人口の合計と琴平町全体の予測人口とは四捨五入等の関係で合致しない。

### 地区別の将来推計の状況



### 3.2 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

### (1) 人口予測におけるシミュレーション

将来人口推計におけるパターン 1 (国立社会保障・人口問題研究所による推計)を基に、 以下のシミュレーションによる人口推計を行います。

表 シミュレーションの考え方

項目	パターン	考え方	推計年
シミュレー ション1	パターン1 (国立社会保障・人口問題研究所における推計 準拠)	仮に合計特殊出生率*1が平成42年(2030年)まで に人口置換水準*2程度	基準年:2010年 推計年:2015年~2060 年
		(2.1) まで上昇したとした 場合のシミュレーション	合計特殊出生率の変化 2015:1.5、2020:1.5 2025:1.8、2030:2.1
シミュレーション2	パターン1 (国立社会保障・人口問題研究所における推計	仮に合計特殊出生率*1が平成42年(2030年)までに人口置換水準*2程度(2.1)まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした場合(転入・転出数が同数とな	基準年:2010年 推計年:2015年~2060年 合計特殊出生率の変化 2015:1.5、2020:1.5 2025:1.8、2030:2.1
	準拠)	り、移動がゼロとなった場 合)のシミュレーション	2015 年には、転入・転出が均衡

合計特殊出生率<sup>※1</sup>:「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

人口置換水準\*\*2:人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き 換わるための大きさを表す指標であり、日本における平成 25 年の値は 2.07 である。

### (2) 自然増減、社会増減の影響度の分析

先に計算したパターン1とシミュレーション1及びシミュレーション2の結果を用いて 自然増減、社会増減における影響度を分析します。

表 シミュレーションの考え方

項目	計算方法	結果による影響度
自然増減 の影響度	シミュレーション 1 の平成 52(2040)年の推計の総人ロ/パターン 1 の平成 52(2040)年の推計の総人口	100%未満 : 1 100~105% : 2 105~110% : 3 110~115% : 4 115%以上 : 5
社 会 増 減 の影響度	シミュレーション 2 の平成 52 (2040) 年の推計の総人ロ/シミュレーション 1 の平成 52 (2040) 年の推計の総人口	100%未満 : 1 100~110% : 2 110~120% : 3 120~130% : 4 130%以上 : 5

表	自然增減、	社会増減の影響度
1K		

項目	計算方法	影響度
	シミュレーション 1 の平成 52(2040)年の推計の総人口	
自然増減	=6,791 人	
の影響度	パターン 1 の平成 52(2040)年の推計の総人口	3
○分分替及	=6,213人	
	6,791/6,213=109%	
	シミュレーション 2 の平成 52(2040)年の推計の総人口	
社会増減の影響度	=7,513人	
	シミュレーション 1 の平成 52(2040)年の推計の総人口	3
	=6,791 人	
	7,513/6,791=111%	

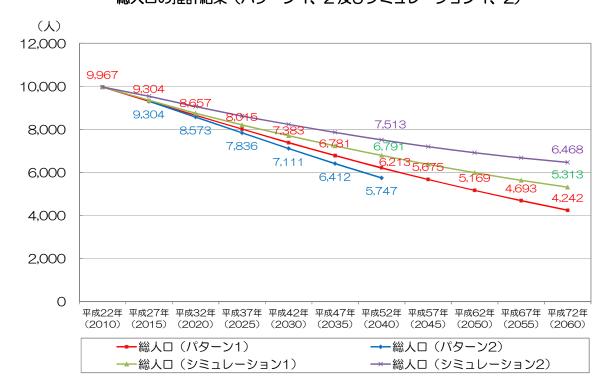
以上の結果より、自然増減の影響度及び社会増減の影響度が高い結果となっており、人口減少に歯止めをかけるためには、自然増減、社会増減に対する対策が望まれます。

### (3) 総人口の分析

パターン 1、パターン 2、シミュレーション 1、シミュレーション 2 における将来人口の推計結果は、以下のとおりです。

合計特殊出生率を 2.1 とした場合(シミュレーション 1) においても、人口減少に対する大きな歯止めにはならず、人口移動を均衡(シミュレーション 2) とすることによって、人口減少傾向が低減していく結果となっています。

### 総人口の推計結果(パターン1、2及びシミュレーション1、2)



### (4) 人口構造の分析

パターン及びシミュレーションにおける平成 22 (2010) 年と平成 52 (2040) 年の 人口増減率は以下のとおりです。

これらを比較すると、老年人口(65歳以上)の減少率は、どの推計パターンも大きな差はありませんが、年少人口(0~14歳)の減少率は、大きく異なっています。

特にシミュレーション 1 の減少率は、パターン 1 と比べて約 37 ポイントも改善されており、シミュレーション 2 にいたっては約 51 ポイントも改善されています。

### 表 推計結果ごとの人口増減数

بر عدم		1
単位	٠.	Λ.

			総人口	O-14歳 人口		15-64歳 人口	65歳以上人口	20-39歳 女性人口
					うち0-4歳 人口			
2010年	現状値		9,967	1,119	298	5,480	3,369	884
2040年	パターン1		6,213	515	164	2,876	2,822	417
		シミュレーション1	6,791	925	306	3,045	2,822	531
		シミュレーション2	7,513	1,089	363	3,600	2,823	629
	パターン2		5,747	456	145	2,581	2,710	417

### 表 推計結果ごとの人口増減率

単	٠٠,	٠	%
#	١ /	٠	70

					<u> </u>			
		総人口 O-14歳		15-64歳	65歳以上	20-39歳		
		ボルノヘロ	人口		人口	人口	女性人口	
					うち0-4歳			
					人口			
2010年 →2040 年増減率	パターン1		-37.7%	-54.0%	-44.9%	-47.5%	-16.2%	-52.8%
		シミュレーション1	-31.9%	-17.4%	2.8%	-44.4%	-16.2%	-39.9%
		シミュレーション2	-24.6%	-2.7%	21.7%	-34.3%	-16.2%	-28.8%
1.50///	パター	ン2	-42.3%	-59.3%	-51.3%	-52.9%	-19.6%	-52.8%

#### (5) 老年人口比率の変化(長期推計)

パターン 1 とシミュレーション 1、2 について、平成 72 (2060) 年まで推計した 5 年毎の年少人口比率、生産年齢人口比率、老年人口(65 歳以上) 比率は、以下のとおりです。

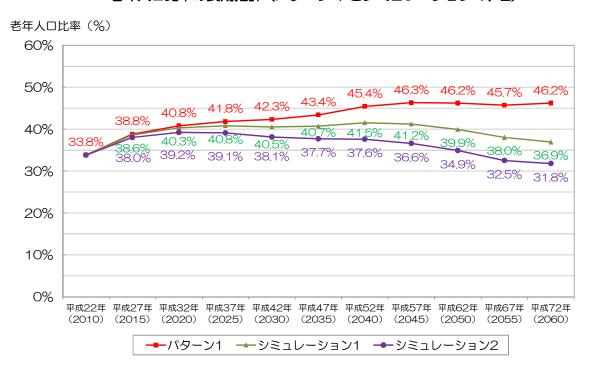
老年人口(65歳以上)比率に着目すると、パターン 1 の場合には今後も増加を続け、 平成57(2045)年以降は、横ばい状態となっています。

シミュレーション 1 の場合は、平成 52 (2040) 年までは増加を続けますが、それ以降は減少しています。

シミュレーション 2 の場合は、平成 32(2020) 年までは増加を続けますが、それ以降は減少しています。

表 平成22(2010)年から平成72(			(2060)	年までの	総人口・3	年齢3区分	別人口比	率						
				平成22年	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)	平成62年 (2050)	平成67年 (2055)	平成72年 (2060)
パゟ	'ーン1	総人	.口 (人) 口.	9,967	9,304	8,657	8,015		6,781	6,213				4,242
		年少	人口比率	11.2%	9.9%	9.0%	8.6%	8.2%	8.1%	8.3%	8.3%	8.1%	7.7%	7.4%
		生産	年齡人口比率	55.0%	51.3%	50.2%	49.6%	49.5%	48.4%	46.3%	45.4%	45.7%	46.6%	46.5%
		65£	歳以上人口比率	33.8%	38.8%	40.8%	41.8%	42.3%	43.4%	45.4%	46.3%	46.2%	45.7%	46.2%
			75歳以上人口比率	19.2%	21.8%	23.7%	27.9%	29.2%	29.7%	29.7%	30.8%	32.9%	33.7%	33.2%
	シミュレーション1	総人	.口 (人)	9,967	9,353	8,752	8,204	7,708	7,231	6,791	6,377	5,990	5,636	5,313
		年少	人口比率	11.2%	10.4%	10.0%	10.7%	11.5%	12.7%	13.6%	13.9%	14.0%	13.9%	14.2%
		生産	年齡人口比率	55.0%	51.0%	49.7%	48.5%	48.0%	46.6%	44.8%	44.9%	46.2%	48.0%	49.0%
		65£	歳以上人口比率	33.8%	38.6%	40.3%	40.8%	40.5%	40.7%	41.5%	41.2%	39.9%	38.0%	36.9%
			75歳以上人口比率	19.2%	21.7%	23.4%	27.3%	28.0%	27.8%	27.2%	27.4%	28.4%	28.0%	26.5%
	シミュレーション2	総人	.口 (人)	9,967	9,541	9,063	8,619	8,233	7,866	7,513	7,199	6,919	6,677	6,468
		年少	人口比率	11.2%	10.5%	10.3%	11.1%	12.0%	13.4%	14.5%	14.8%	14.9%	14.8%	15.0%
		生産	年齡人口比率	55.0%	51.5%	50.6%	49.8%	49.9%	48.9%	47.9%	48.6%	50.1%	52.6%	53.2%
		65£	歳以上人口比率	33.8%	38.0%	39.2%	39.1%	38.1%	37.7%	37.6%	36.6%	34.9%	32.5%	31.8%
			75歳以上人口比率	19.2%	21.3%	22.6%	26.0%	26.2%	25.6%	24.6%	24.3%	24.6%	23.7%	21.8%

#### 老年人口比率の長期推計(パターン1とシミュレーション1、2)



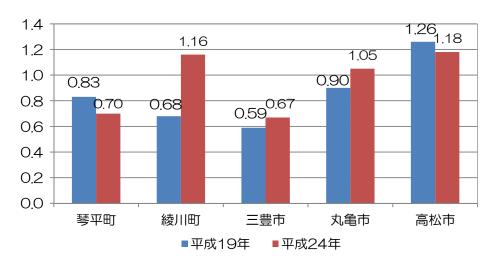
#### 3.3 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

#### (1) 小売店など民間利便施設の進出・撤退の状況

本町の平成 24 年の小売吸引力係数は 0.70 となっており、平成 19 年の 0.83 と比べて減少傾向にあります。また、平成 19 年、平成 24 年ともに、香川県下他市町の平均(1.0)より小さい値となっています。

このまま、人口減少が進行した場合、町内での購買はさらに減少すると考えられ、小売吸引力係数が小さくなると想定されるとともに、小売店の撤退に繋がることが懸念されます。

# 小売吸引力係数



資料: 平成 19 年は商業統計、平成 24 年は経済センサスによる。

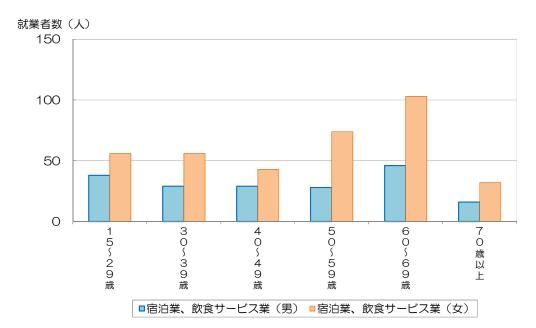
注:小売吸引力:市町の人口一人当たりの小売販売額:県の人口一人当たりの小売販売額

小売吸引力指数は、1.0 が県平均。1.0 を超えると他市町からの買い物客の流入が流出を上回り、逆に1.0 を下回ると他市町への流出超過を示している。

#### (2) 地域の産業における人材(人手)の過不足状況

本町の産業において、比較的就業人口が多く、産業特化係数が 1.0 を超えている業種(2.1 (10) 産業就業別人口参照) として、宿泊業・飲食サービス業があげられます。

宿泊業・飲食サービス業に就業している人の年齢別構成をみると、男女ともに 60 歳代 が最も多く、次いで男性では 30 歳未満、女性では 50 歳代となっています。主たる就業 者である 50~60 歳代が定年を迎えることとなる 10~20 年後においても、本町の人口 減少が続くと想定されることから、宿泊業・飲食サービス業における人材不足が懸念されています。

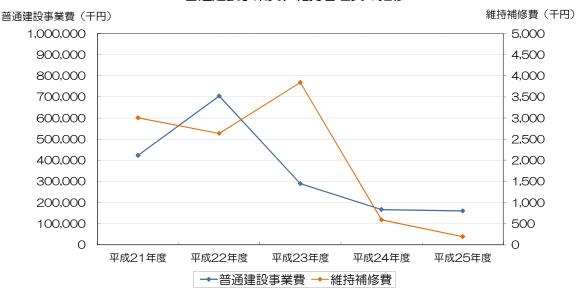


宿泊業・飲食サービス業における年代別就業人口

資料:平成22年国勢調査(産業等基本集計)

#### (3) 公共施設の維持管理・更新等への影響

本町の性質別歳出の内、維持補修費は増加傾向にありましたが、平成24年度、平成25年度と減少しています。また、施設等の整備に充当される普通建設事業費は、平成22年度には約7億円となったものの、それ以降は減少し、近年では約2億円程度となっていますが、将来において、これらの維持補修費が発生すると考えられます。



普通建設事業費、維持管理費の推移

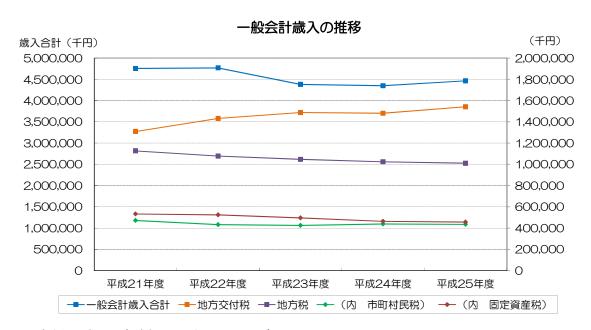
資料:香川県自治振興課ホームページ

## (4) 社会保障等の財政需要、税収等の増減による地方公共団体の財政状況への影響

本町の歳入は、減少と増加を繰り返しながら減少傾向にあります。

地方交付税は、増加傾向にありますが、地方税は減少傾向にあります。

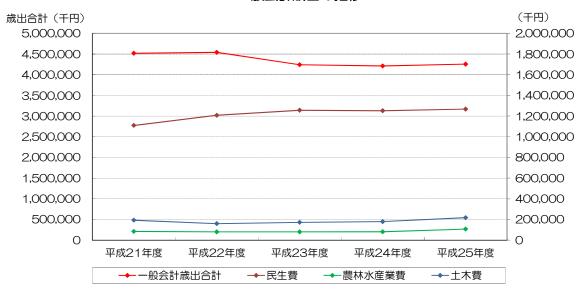
地方税の内、市町村民税は横ばい状態にあります。また、固定資産税は土地価格の低迷等から減少しています。



資料:香川県自治振興課ホームページ

本町の歳出は、歳入と連動して減少と増加を繰り返しながら減少傾向にあります。その中で、社会福祉や児童福祉に充当される民生費は増加傾向にあります。

#### 一般会計歳出の推移

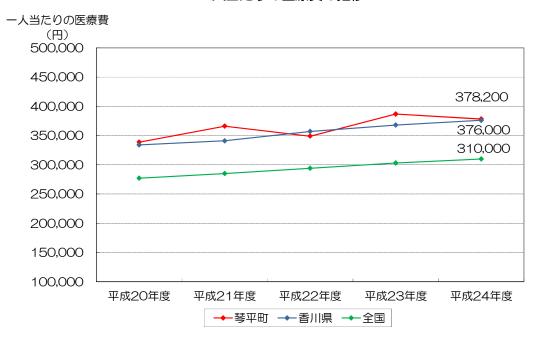


資料:香川県自治振興課ホームページ

本町の一人当たりの医療費は、増加と減少を繰り返しながら増加傾向にあり、平成 24 年度には約 38 万円となっています。この数値は、香川県(約 38 万円)と同じ水準ですが、全国(約 31 万円)と比べて高い値となっています。

さらに、このまま人口が減少し、高齢者が占める割合が増加していけば、一人当たりの 医療費も増加していくと想定されます。

#### 一人当たりの医療費の推移



資料:厚生労働省

注:一人当たりの医療費は、市町村国民健康保険の数値

# 4章 将来展望に向けた調査分析

#### 4.1 圏域を単位とする地域連携に関する調査

#### (1) 通勤・通学の状況

本町に住み他市町へ通勤している人数の最も多いのが丸亀市であり、全就業者数の内、約 12%となっています。また、本町に住み他市町へ通学している人数の最も多いのも丸亀市であり、全通学者の内、約 17%となっています。

一方で他市町に住み、本町に働いている人数の最も多いのも丸亀市であり、全就業者の内、約11%となっています。また、他市町に住み、本町に通学している人数の最も多いのがまんのう町であり、全通学者の内、約16%となっています。

以上のことから、本町の通勤・通学においては丸亀市と非常に関係が深いといえます。



表 就業者・通学者の人数

単位:人

区分	平成22年	(就業者)	平成22年	(通学者)	
琴平町に住 15歳以上就業者・通	_		4,786		389
	1位	丸亀市	592	丸亀市	66
	2位	善通寺市	374	善通寺市	65
他市町で働いている就業者・通学者の人	3位	まんのう町	366	坂出市	34
数	4位	高松市	340	高松市	28
(流出就業者数•通 学者数)	5位	坂出市	145	三豊市	26
7-BW/	その他		631		51
	計		2,448		270
	町内に住み町内で働く就業者・通 学者の人数		2,338		119
琴平町で働 15歳以上就業者・通	•		4,710		629
	1位	丸亀市	538	まんのう町	100
	2位	まんのう町	537	善通寺市	82
他市町に住み本町で働いている就業者・	3位	善通寺市	407	丸亀市	78
通学者の人数	4位	三豊市	256	三豊市	67
(流入就業者数·通 学者数)	5位	高松市	130	綾川町	63
	その他		446		114
	計		2,314		504
町内に住み町内で働く就業者・通 学者の人数			2,338		119

注:不詳も含んでいるため、合計と合致しない。

資料:平成22年国勢調査

#### (2) 瀬戸内中讃定住自立圏

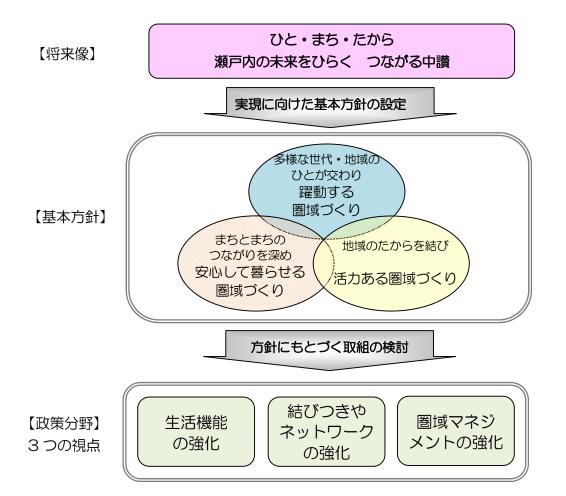
丸亀市を中心として、善通寺市、琴平町、多 度津町、まんのう町で形成する本圏域では、少 子高齢化・人口流出などの課題を市町間で共有 し、相互の役割分担と連携によって、全国的な 人口減少の流れのなかにあっても、その影響を 最小限に留められるよう、圏域内での定住促進 に努めます。そのために、圏域を構成する市町 がそれぞれに持つ自然・歴史・産業などの「地 域資源」について、ひとつの圏域という視点か ら繋げることによって、圏域全体を活性化する 多彩な見所・ブランドとして、魅力を高めなが ら広く発信します。



資料:瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン (平成 26 年 3 月変更) 丸亀市 瀬戸内中讃定住自立圏の圏域

そして、「まち」同士が連携し、効果を高めあ

い、多くの「ひと」が交流することによって、子どもからお年寄りまで、「住み」「働き」「消費し」「育て」「楽しむ」といったことが、安心して暮らす地域社会のなかで循環し、様々なつながりを通して課題を解決しながら、未来をひらいていける圏域を目指します。



資料:瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン(平成 26 年3 月変更)丸亀市

# 5章 目指すべき将来の方向

#### 5.1 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン

日本の人口の現状と目指すべき将来の方向性を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビ ジョン」(平成26年12月27日)の概要は以下のとおりです。

## まち・ひと・しごと創生長期ビジョン 一国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して一

#### 基本的視点

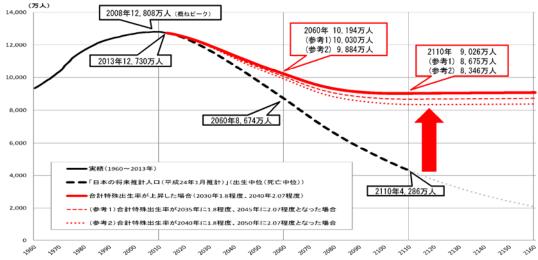
- (1)「東京一極集中」を是正する。
- (2) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- (3) 地域の特性に即した地域課題を解決する。

#### 目指すべき将来の方向

- (1) 人口減少に歯止めをかける。
- (2) 若い世代の希望が実現すると、出生率は 1.8 程度に向上する。
- (3)人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。
- (4) さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。
- (5)「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実 質 GDP 成長率は、1.5~2%程度が維持される。

#### 地方創生がもたらす日本社会の姿

- (1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- (2) 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- (3) 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- (4) 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。
- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位(死亡中位)) によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)まで上昇すると、 2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- 〇 なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万 人程度少なくなると推計される。



(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち、ひと・しこと創生本部事務局において機械的に延長したものである。 (注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030

年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

資料:まち・ひと・しごと創生長期ビジョン

#### 5.2 本町の目指すべき方向

現在の本町の合計特殊出生率は約 1.5 で、この値は昭和後期の約 1.8 と比べて小さい値となっており、人口を維持するために必要な値が 2.07 であることを考えると、合計特殊出生率の増加が望ましいと考えられます。

また、人口の移動状況をみると 15~19 歳の若い世代では、特に転出超過が多くなって おり、男性では 30~34 歳、女性では 25~29 歳においても転出超過がみられます。

よって、人口減少に歯止めをかけるためには、世代に応じた転出抑制を図ることが必要と考えられます。

# 6章 人口の将来展望

#### 6.1 将来展望人口の算定

本町の将来の合計特殊出生率は、国の長期ビジョンに準じて、平成 32 (2020) 年に 1.6、平成 42 (2030) 年に 1.8、平成 52 (2040) 年に 2.07 を目指すものとします。

## 合計特殊出生率の推移



※社人研推計の合計特殊出生率は、子ども女性比に係数を乗じて算出した値

また、移動に関しては、平成 22 (2010) 年から平成 27 年 (2015) 年にかけては、 国立社会保障・人口問題研究所の設定した移動率と同様としますが、平成 27 年 (2015) 年から平成 32 (2020) 年にかけて移動が均衡すると考え、以後も同様に均衡するとしま す。

#### 男性、女性の年齢階級別の移動率

純移動率・男

<b>純移動率・男</b>			
項目	2010→ 2015	2015→ 2020	
0~4歳→5~9歳	-0.04311	0.00000	١
5~9歳→10~14歳	-0.02135	0.00000	
10~14歳→15~19歳	-0.06184	0.00000	
15~19歳→20~24歳	-0.16665	0.00000	
20~24歳→25~29歳	-0.02409	0.00000	
25~29歳→30~34歳	-0.04370	0,00000	
30~34歳→35~39歳	-0.06385	0,00000	
35~39歳→40~44歳	-0.01606	0.00000	
40~44歳→45~49歳	-0.04161	0.00000	
45~49歳→50~54歳	0.02366	0.00000	
50~54歳→55~59歳	-0.01227	0,00000	
55~59歳→60~64歳	0.03036	0.00000	
60~64歳→65~69歳	-0.01869	0.00000	
65~69歳→70~74歳	-0.04611	0.00000	
70~74歳→75~79歳	0.00872	0.00000	
75~79歳→80~84歳	-0.00751	0,00000	
80~84歳→85~89歳	-0.01971	0.00000	
85歳以上→90歳以上	0.03050	0.00000	)

純移動率•女

項目	2010→ 2015	2015→ 2020
0~4歳→5~9歳	-0.03489	0.00000
5~9歳→10~14歳	-0.03786	0.00000
10~14歳→15~19歳	-0,00600	0.00000
15~19歳→20~24歳	-0.19510	0.00000
20~24歳→25~29歳	0.12940	0.00000
25~29歳→30~34歳	-0.06874	0.00000
30~34歳→35~39歳	-0.02899	0.00000
35~39歳→40~44歳	-0.00479	0.00000
40~44歳→45~49歳	-0.01894	0.00000
45~49歳→50~54歳	-0.00481	0.00000
50~54歳→55~59歳	0.00720	0.00000
55~59歳→60~64歳	-0.02159	0,00000
60~64歳→65~69歳	-0.02450	0.00000
65~69歳→70~74歳	-0.01072	0.00000
70~74歳→75~79歳	0.00026	0.00000
75~79歳→80~84歳	-0.01957	0.00000
80~84歳→85~89歳	-0.02855	0,00000
85歳以上→90歳以上	0.08718	0.00000

資料:国立社会保障•人口問題研究所(平成25年3月推計)

動が均衡

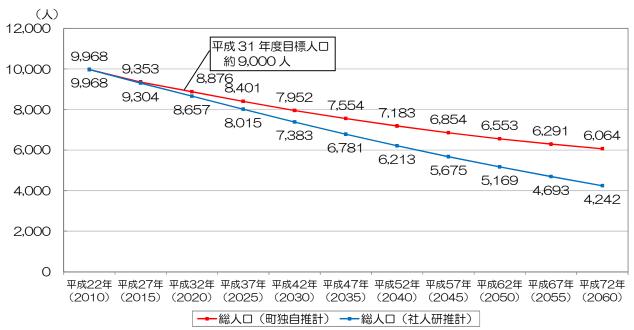
移動が均衡

#### 6.2 将来展望の結果

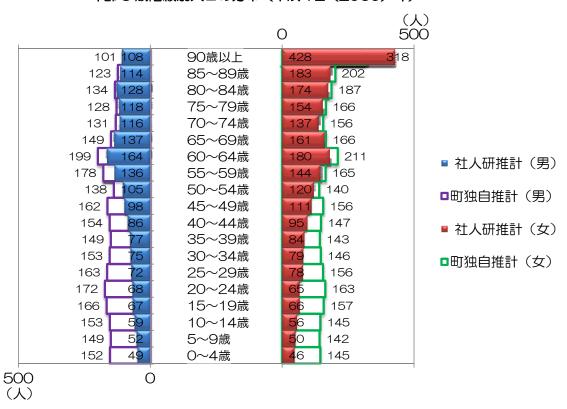
合計特殊出生率の増加及び移動の抑制を図ると仮定した場合の本町の独自推計による平成72(2060)年の人口は、6,064人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計と比べて、約1,800人の増加が見込まれます。

なお、総合戦略の目標年度である平成31年度の人口は、約9.000人とします。

#### 人口の将来展望



年齢5歳階級別人口の分布(平成72(2060)年)



年少人口は、平成 27 年(2015)年以降において、約 900 人から約 1,000 人の間で推移をします。

生産年齢人口は、平成57(2045)年までは減少しますが、その後は約3,200人程度で横ばい状態になります。

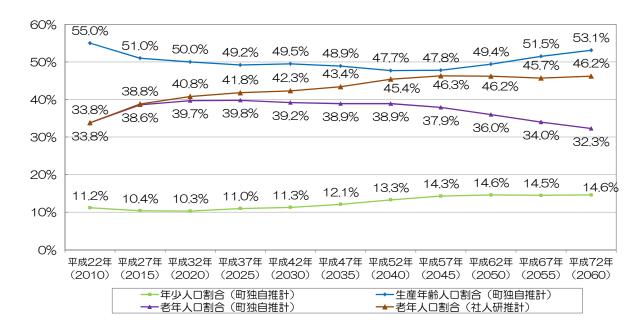
老年人口は減少を続け、平成72(2060)年には約1,960人となります。

なお、平成72(2060)年の老年人口割合は、32.3%となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計と比較して約14ポイント減少すると見込まれます。

# 年齢3区分別人口の将来展望



#### 年齢3区分別人口割合の将来展望





#### 1 琴平町附属機関設置条例

平成27年6月5日 条例第28号

(設置等)

第1条 法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により本町に設置する附属機関は、別表のとおりとし、附属機関の担任する事務、委員の定数、委員の任期、構成者及び庶務担当は、当該別表に定めるところによる。

(委員の委嘱)

- 第2条 附属機関の委員は、別表の構成者の欄に掲げる者のうちから執行機関が委嘱又は任命する。
- 2 執行機関は、前項に定める委員のほか、必要と認める者を委員に委嘱し、又は任命することができる。

(委員の身分)

第3条 前条第1項に定める委員が、別表の構成者の欄に掲げる職の身分を失ったときは、 当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

(委員の再任)

第4条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第5条 附属機関の委員が欠けた場合において、補欠により委嘱又は任命した委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代 理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第8条 附属機関に必要に応じ部会を置くことができる。

(特別委員等)

- 第9条 附属機関に専門的事項を調査及び審議させるため必要があるとき又は臨時に委員を 置く必要があるときは、第2条に定める委員のほか、特別委員又は臨時委員(以下「特別委 員等」という。)を置くことができる。
- 2 特別委員等の議事参加については、会長が附属機関の会議に諮って定める。
- 3 特別委員等は、任務が終了したときは、解任されるものとする。 (意見の聴取等)
- 第 10 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、当該執行機関が別に定める。

附則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行の際現に附属機関の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)にこの条例に基づく委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場 合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第 1 条の規定 にかかわらず、施行日における従前の附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間 とする。

#### 別表(第1条関係)

附属機 関の属 する執 行機関	附属機関	担任する事務	委員の 定数	委員の 任期	構成者	庶務担当
町長	琴平町行財政改革 推進委員会	行財政改革推進に向け ての審議及び答申に関 する事務	7名 以内	2年	(1) 学識経験者	総務課
	琴平町景観まちづ くり協議会	景観の形成についての 調査及び審議に関する 事務	15名 以内	2年	(1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員	総務課
	琴平町まち・ひ と・しごと創生有 識者会議	地方版総合戦略及び地 方人ロビジョンの策定 及び検証に関する事務	15名 以内	1年	(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者	総務課
	琴平町虐待防止等 対策地域協議会	虐待防止等のための支 援についての協議に関 する事務	20名以内	2年	<ul><li>(1) 司法・警察関係者</li><li>(2) 教育関係者</li><li>(3) 保健福祉関係者</li><li>(4) 医療関係者</li><li>(5) 関係行政機関の職員</li></ul>	福祉課
	琴平町子ども・子 育て会議	子ども・子育て支援に 関する施策の総合的か つ計画的な推進に関し 必要な事項並びに当該 施策の実施状況の審議 に関する事務	15名以内	2年	<ul><li>(1) 学識経験者</li><li>(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</li><li>(3) 子どもの保護者</li><li>(4) 関係行政機関の職員</li></ul>	福祉課
	琴平町地域福祉計 画策定委員会	地域福祉計画の策定に ついての審議に関する 事務	15名以内	計画策 定終了 まで	<ul><li>(1) 保健、医療及び福祉 関係団体の代表者</li><li>(2) 学識経験者</li><li>(3) 町民団体等の関係者</li><li>(4) 関係行政機関の職員</li></ul>	福祉課
	琴平町障がい者福 祉計画策定委員会	障がい者福祉計画及び 障がい福祉計画の策定 及び評価についての調 査	15名以内	計画策 定終了 まで	<ul><li>(1) 学識経験者</li><li>(2) 関係団体代表者</li><li>(3) 医療関係者</li><li>(4) 地域等の住民代表</li><li>(5) 関係行政機関の職員</li></ul>	福祉課
	琴平町高齢者保健 福祉計画及び介護	老人福祉計画の見直し 並びに介護保険事業計	20名 以内	計画策 定終了	(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者	福祉課

					/_\	
	保険事業計画策定委員会	画の策定についての審 議に関する事務		まで	(3) 被保険者を代表する 者 (4) 関係行政機関の職員	
	琴平町老人ホーム 入所判定委員会	老人ホームへの適正な 入所措置を図るための 審議に関する事務	4 名以 内	2年	<ul><li>(1) 香川県中讃保健福祉 事務所長又は代理者</li><li>(2) 医師</li><li>(3) 老人福祉施設長</li><li>(4) 地域包括支援センター長</li></ul>	福祉課
	琴平町地域包括支 援センター運営協 議会	地域包括支援センター の適切な運営、公正・ 中立性の確保その他 センターの円滑かつ適 正な運営を図るための 審議に関する事務	10名以内	3年	(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者(1号及び2号) (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者 (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者	福祉課
	琴平町地域密着型 サービス運営委員 会	地域密着型サービスの 適正な運営を確保する ための審議に関する事 務	10名以内	3年	(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者(3) 地域における保健・医療・福祉関係者(4) 学識経験者	福祉課
	琴平町健康増進計 画等策定推進委員 会	健康増進法(平成 14年 法律第 103号)第8条第2項に基づく健康増進計画及び食育基本法(平成 17年法律第63号)第18条第2項に基づく食育推進計画の中間評価並びに見直しに関し、必要な事項を調査及び検討するための事務		2年	<ul><li>(1) 保健、医療及び福祉 関係団体の代表者</li><li>(2) 町民団体等の代表者</li><li>(3) 関係行政機関の職員</li></ul>	健康推進課
教育委 員会	琴平町就学指導委 員会	障害のある児童及び生 徒の就学について適正 な措置を講ずるための	10名 以内	2年	<ul><li>(1) 医師</li><li>(2) 関係教育機関の職員</li><li>(3) 児童福祉施設の職員</li></ul>	生涯教 育課

		調査、審議及び答申に 関する事務			(4) 学識経験者	
	琴平町立学校結核 対策委員会	町立学校における結核 健康診断の実施及びその結果の把握並びに精 密検査対象児童及び生 徒の健康管理方針の専 門的な検討、結核患者 発生時の保健所等関係 機関と協力した対策の 検討、地域と連携した 学校の結核管理方針の 検討など結核対策に関 する事務	9名以内	1年		生涯教育課
	琴平町立幼稚園教 育環境等検討委員 会	町立幼稚園における適正な保育及び体制についての調査及び審議に関する事務	20名以内	調審びし見最な果育報たで査議検た等終結を長告日の的 教にしま		生涯教育課
	琴平町いこいの郷 公園指定管理者選 定委員会	いこいの郷公園の指定 管者選定に向けての審 議及び答申に関する事 務	8名以内	諮問に 係る答 申まで		生涯教育課
町長及 び教育 委員会	琴平町立小学校の 適正規模、適正配 置等検討委員会	町立小学校の適正配置 等についての調査、審 議、建議及び答申に関 する事務	30名以内	諮問に 係る答 申まで	(2) 町内学校関係者、幼 稚園関係者及び保育所	総務課 及び生 涯教育 課

#### 2 琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議運営要綱

平成 27 年 7 月 1 日 告示第 71 号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地方創生に向けた官民一体の取組みを推進するため、琴平町附属機関設置条例(平成27年琴平町条例第28号)第11条の規定に基づき、琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。(所掌事項)
- 第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 琴平町「地方人ロビジョン」策定に係る検討に関すること。
  - (2) 琴平町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に係る検討に関すること。
  - (3) 琴平町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策の成果の検証に関すること。
  - (4) その他会議の設置の目的を達成するための必要な事項 (組織)
- 第3条 委員は、次の各号に掲げる業界、機関及び団体等の有識者から、町長が委嘱する。
  - (1) 産業界
  - (2) 行政機関
  - (3) 教育機関
  - (4) 金融機関
  - (5) 労働団体
  - (6) メディア

(会議)

- 第4条 会議は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員(議長である会長を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、 開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

# 3 琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿

琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿

氏 名 役職名		備考
氏家孝志	琴平町商工会 会長	副会長
西村好平	琴平町観光協会 会長	
高 橋 清	香川県立農業大学校 校長	
乾守	香川県農業協同組合琴平支店 支店長	
中尾 利枝子	丸亀公共職業安定所 所長	
村 山 卓	香川大学 教授	会長
杉山維彦	四国学院大学 准教授	
森 岡 宏 次	百十四銀行琴平支店 支店長	平成27年9月30日まで
宮本隆弘	百十四銀行琴平支店 支店長	平成27年10月1日から
石塚晃司	香川銀行琴平支店 支店長	
森 下 直 哉 連合香川西地域協議会		
三谷一司 元 NHK 高松放送局 局長		
増田信雄	公認会計士	

# 4 琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の経過

## 琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議検討経過

回数	開催月日	会議内容
第1回	平成27年7月8日	<ul><li>会長、副会長の互選について</li><li>琴平町総合戦略及び人口ビジョンの策定について</li></ul>
		・今後のスケジュールについて
第2回	平成27年7月28日	<ul><li>・(仮称) 琴平町人口ビジョンの骨子案について</li><li>・その他</li></ul>
第3回	平成 27 年 8 月 19 日	・琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子案について ・その他
第4回	平成27年9月7日	・琴平町人口ビジョン・琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案について ・その他
第5回	平成27年10月15日	・琴平町人口ビジョン(案)及び琴平町まち・ひと・ しごと創生総合戦略(案)について ・その他

# 琴平町まち・ひと・しごと創生本部会検討経過

回数	開催月日	会議内容
第1回	平成27年2月5日	・琴平町まち・ひと・しごと創生本部会の設置につい
		7
笠の同		・琴平町人口ビジョン及び琴平町総合戦略の策定につ
第2回	平成27年5月22日	いて
第3回	平成 27 年 7 月 23 日	・(仮称) 琴平町人口ビジョン骨子案の概要について
ある凹	平成 2 1 年 1 月 23 日	<ul><li>琴平町地方創生プロジェクトチームについて</li></ul>
第4回	平成 27 年 8 月 18 日	・琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子案の概
- 54凹 	平成 21 年 0 月 10 日	要について
第5回	平成27年9月4日	・琴平町人口ビジョン・琴平町まち・ひと・しごと創
第3回	平成 2 1 年 9 月 4 日 	生総合戦略の素案について
笠の同		・琴平町人口ビジョン(案)及び琴平町まち・ひと・
第6回	平成27年10月14日	しごと創生総合戦略(案)について

# 住民意見の募集

開催月日	内 容
平成 27 年 0 日 1 5 日 - 1 0 日 6 日	・琴平町人口ビジョン(案)及び琴平町まち・ひと・
平成27年9月15日~10月6日	しごと創生総合戦略(案)に対する住民意見の募集



# こんぴーくん

# キャラクタープロフィール

□名前:こんぴーくん

□出身地:讃岐の国(現 香川県琴平町)<br/>□誕生日:天保6年10月9日(神年齢)

口性別:男

□性格:人情味あふれ歌舞伎をこよなく愛する

□特技:六方、見得を切る

口好きなこと(物):お客様とのふれあい、散歩

□自慢:実は、芝居小屋の守り神であり、見ると幸せになる

□その他(身長他):6尺(実は1寸)

□コメント: 天保6年に建てられた現存する日本最古の芝居小屋(旧金毘羅大芝居)に生まれた小さな福の神様。役者姿で現代に出現し、毎年春に開催の「四国こんぴら歌舞伎大芝居」を盛り上げ、皆を楽しませている人気者。



#### 編集•発行

**〒**766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井817-10

TEL: (0877) 75-6700 FAX: (0877) 73-2120